

都立光が丘公園 撮影申請の流れ

■ 申請が必要な撮影の例:(所定の占用料がかかります)

営利・非営利に関わらず、公園の一定の場所を一定の時間、排他的・独占的に使用するような撮影

例:テレビ・映画の撮影、モデル撮影会、撮影ブースを設置しての撮影など

■ 申請が不要な撮影の例:

ご家族での記念写真や風景写真などの撮影

申請期限について

撮影希望日の1週間前までに、審査を含めてすべて完了していただく必要がございます。審査には3~4日かかることがありますので、余裕をもってご提出ください。

1. サービスセンターへ電話問合せ

まずはお電話をお願いします。

内容について簡単に聞き取りいたします。(条件が合わない場合はこの時点で再検討をお願いしますのでご了承ください)

☎ [03-3977-7638](tel:03-3977-7638) 光が丘公園サービスセンター(受付時間8:30~17:30)

2. メールまたは持参で企画書を提出

ご自身で用意された企画書を提出していただきます。

「企画の趣旨」と、「公園で行うことの内容」がわかる書類をご送付ください。(書式は問いません)

✉ hikarigaoka.shinsei.sm@tokyo-park.or.jp

件名を「占用申請【会社・団体名または個人名】」としてください。
(24時間受付/ 確認可能時間8:30~17:30)

3. 所定の様式の書類に記入・提出

いただいた企画書の内容に問題がなければ、サービスセンターから書類一式をお送りいたします。

必要事項を記入して送信してください。

内容を審査します(3~4日かかることもございます)
可否が決定したらご連絡いたします。

4. 撮影当日(書類記入・お支払い)

当日は、開始時間前にサービスセンターまでお越しください。

書類の記入と占用料のお支払いをしていただきますので、時間に余裕をもってお越しください。

※ 3.までに提出いただく書類は事前調査であり、当日ご記入いただくものが東京都への正式な申請書類となります。